



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 1 0 号

平成26年(2014年)10月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	4
●告 示		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	4
○介護保険法の規定による事業者の指定につ いて (介護保険課)	1	●選挙管理委員会告示	
○介護保険法の規定による事業の廃止につ いて ( " )	1	○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
○都市計画の変更について (都市計画課)	2	○教育委員会の委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について ( " )	5
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	2	●公営企業公告	
○建築基準法第52条第8項第1号に規定する区 域の指定の変更について (建築指導課)	3	○下水道排水設備工事業者の指定について (企業総務課)	5
●公 告			
○予防接種を行うことについて (健康総務課)	3		

## 告 示

### ●金沢市告示第282号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770105201	デイサービス オールウェイ梅 ちゃんの湯	金沢市長土堀2 丁目11番17号	有限会社オール ・ウェイ	平成26年8月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770105219	デイサービスセ ンター菜の花か なざわ	金沢市八日市3 丁目392番地	社会福祉法人明 峰会	平成26年8月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770105235	プラトー体操教 室 有松店	金沢市有松4丁 目10番2号	株式会社ピーデ ィーエスプラト ー	平成26年8月12日	通所介護 介護予防通所介護

### ●金沢市告示第283号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104055	宇野酸素株式会社 金沢営業所	金沢市専光寺町 ヨ26番地3	宇野酸素株式会社	平成26年8月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

●金沢市告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画 用途地域	金沢市米泉町10丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	米泉町10丁目地区
金沢都市計画 地区計画	金沢市米泉町10丁目の一部		米泉町10丁目地区地区計画
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)	金沢市米泉町10丁目の一部		米泉町10丁目地区
金沢都市計画 緑地	金沢市大河端町東の一部		2号西部緑道

●金沢市告示第285号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成26年10月5日から効力を有するものとします。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

第1項の表中

448	大友西公園	金沢市大友町2街区1番地先	平成26年 6月2日			を
-----	-------	---------------	---------------	--	--	---

448	大友西公園	金沢市大友町2街区1番地先	平成26年 6月2日			に
449	高尾南3丁目う る公園	金沢市高尾南3丁目133番2	平成26年 10月5日			

改める。

## ●金沢市告示第286号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号に規定する区域の指定を変更したので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

指定を変更した土地の区域
金沢市米泉町10丁目の一部

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成26年10月1日から平成27年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期			
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者		
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		

### 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
 (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者  
 (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合  
 予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
池野 観寿	金沢こども医療福祉センター	金沢市吉原町口6番地2

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

## 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

平成26年10月1日から同月31日まで

## (2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

## 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

## (1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

## (2) 申出方法

書面により持参又は郵送

## (3) 申出期間

平成26年11月1日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

## 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

## (1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

## (2) 提出方法

持参又は郵送

## (3) 提出期間

平成26年10月1日から同月31日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成26年10月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

### 選挙管理委員会告示

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年10月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,824人

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第118号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年10月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,824人

### 公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成26年9月19日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成26年10月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
591	株式会社村本建設	金沢市上荒屋5丁目441番地

平成26年(2014年)10月1日 印刷  
平成26年(2014年)10月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄